

## 「ホルツ の会」規約

### 1. 総 則

#### 1.1. 名 称:

本会は「ホルツの会」と称する。本会の日本語による表記は、「ホルツの会」、「Holz の会」又は「HOLZ の会」とし、欧文による表記は“Der Holz-Klarinettenkreis International”とする。  
本会の略称は、「ホルツ」、「Holz」又は“HOLZ”とする。

#### 1.2. 目 的:

本会は、ドイツ・オーストリア式クラリネットとその音色を愛好する者相互の親睦・交流・情報交換・演奏などの活動を行うことを目的とする。

#### 1.3. 事 業:

本会は、前項の目的のため、次の事業を行うほか、会員の要望に応じ、適宜、関連事業を行う。

- ・会員名簿の作成
- ・例会
- ・合宿
- ・自主演奏会
- ・内外演奏家との交流

### 2. 会員及び費用負担

#### 2.1. 会員資格:

本会はアマチュアによる同好会活動である。本会会員の資格は、ひろく前 1.2. 項の本会の目的に賛同する者が有するものであり、クラリネットに関してプロフェッショナルであるかアマチュアであるかを問わない。

## 2.2. 会員の種類および費用負担:

本会の会員は、次の四種類とする。

### 2.1.1. 名誉会員:

名誉会員とは、国内外においてプロフェッショナルとして演奏活動を行っている者、後進の指導にあたっている者又はクラリネットに関する専門的識見を有する者で、「運営委員会」が委嘱した者をいう。名誉会員は、年会費・例会参加費及び本会の活動に付随して発生する一切の費用(発表会費用・懇親会費など)を負担しない。

### 2.1.2. 講師会員:

講師会員とは、運営委員会により、本会の活動のために音楽的指導を委嘱された者をいう。運営委員会は、講師会員のうちから常勤講師を指名し、委嘱することができる。本会は、例会などにおいて音楽的指導を行った講師会員に対し、運営委員会が定める額の講師料を支払うものとする。講師会員は、年会費・例会参加費及び本会の活動に付随して発生する一切の費用(発表会費用・懇親会費など)を負担しない。

### 2.1.3. 賛助会員:

賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会の活動のための費用などの賛助・支援を行う者で、運営委員会が委嘱した者をいう。

### 2.1.4. 一般会員:

一般会員とは、会員のうち、「名誉会員」、「講師会員」又は「賛助会員」以外の者をいう。一般会員は、運営委員会が定める額の年会費を支払うものとする。一般会員は、例会又はその他の本会の活動に参加する場合は、運営委員会が定める額の例会参加費又は当該活動に付随して発生する費用の一部を負担するものとする。

## 3. 組織

### 3.1. 会長及び名誉会長など:

本会に、会長を置き、一般会員の互選によりこれを定める。

会長は、会務を総理し、本会を代表する。

会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

運営委員会は、会員のうちから名誉会長、名誉副会長を委嘱することができる。

### 3.2. 運営委員会:

本会の運営方針を決定し、その業務を執行するため、東京に運営委員会を置く。

運営委員会は、会長および次に掲げる業務を担当する委員各一名をもって組織する。

・インスペクター

例会の日程調整など、本会の運営実務全般を担当する。

・会計委員

本会の会計業務全般を担当する。本会の会計業務は、運営委員会が定める「ホルツの会経理基準」に則り行う。

・広報委員

会報・例会の報告など、本会の対内外広報に関する業務を担当する。

・ライブラリアン

本会の演奏活動に必要な楽譜類の調達・管理に関する業務を担当する。

・ウェブマスター

本会のホームページの維持・運営に関する業務を担当する。

・通信委員

本会の通信業務全般を担当する。

・臨時委員

必要に応じ、演奏会・合宿・交流会などの行事を担当する。

委員は、会員の推薦に基づき、会長が指名する。

委員の任期は2年(臨時委員は除く。)とし、再任を妨げない。

運営委員会の定足数は2/3とし、議事は、出席委員(会長を含む。)の過半数をもって決する。

会長は、運営委員会の議長となり、議事を総理する。

運営委員会は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

各委員は、必要に応じ、担当業務補佐を複数名指名できる。

### 3.3. 本部・支部及び支部長：

本会の本部は運営委員会に置く。支部は、本会の運営の必要性または会員の要請に応じて運営委員会が設置する。運営委員会は会員のうちからその支部の支部長を委嘱することができる。

### 3.4. 総会：

総会は、本会の会員相互の懇親の場とし、原則として、年1回会長が招集し開催される。

## 4. 会 計

### 4.1. 運営資金:

本会の運営資金は、原則として、年会費及び例会参加費をもって充てる。ただし、運営委員会は、必要に応じ、臨時会費・協賛金などを徴収し、運営資金に充てることできる。

### 4.2. 運営資金の運用:

運営委員会は、1.3. に掲げる本会の事業を遂行するため、その責任において運営資金を運用するものとする。

### 4.3. 会計報告:

会計委員は、年度末現在において収支報告書を作成し、これを運営委員会に報告するとともに、その承認を得るものとする。収支報告書は会報に掲載し、ひろく一般会員の閲覧に供するものとする。

### 4.4. 会計年度:

本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 5. 規約の改訂

この規約に改訂の要が生じた場合には、会員又は運営委員会の発議に基づき、運営委員会の多数決による決議を経て改訂し得るものとする。

## 6. その他

本規約に定めがない事項に関しては、必要に応じ、運営委員会において協議・検討するものとする。

以 上